

2025年度【教職課程組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

学部再編を契機とする教職課程の質的向上

大学基準による分類：教育課程・学習成果

【1. 現状】（課題を含む）

・ 本学教職課程は、教職課程の課程認定基準に基づき教育課程を編成し、教育職員運営に関する運営委員会の下で適切な運営と質保証に努めている。また、学外による質保証の機会としては、2016年度の課程認定委員会による実地視察、2018年度の再課程認定があり、いずれについても適切に対応してきている。

・ 2026年度に予定されている理工学部の学部再編に伴い、教職課程について課程認定委員会に対する諸手続きを進めている。教職課程を置く教育研究組織（学科）については学部再編後も基本的には現在の組織を引き継ぐこととなるため、「変更届」での承認を目指しているが、課程認定申請を視野に入れた対応も並行して準備を行っている。

・ 2027年度開設を目指す経済学部の学部再編に伴い、教職課程については、課程認定申請を想定している。

・ 「課程認定申請は、教員養成の目標をはじめ、教職課程の教育課程、教育研究組織、授業担当教員の教育研究業績、教育実習等について、基準に基づき厳格な審査がなされる。課程認定基準やその解釈は時宜に応じて変更がなされてきているが、運用上十分対応できていない部分も少なからず存在していること、本学では2008年開設の理工学部生命学科以来の課程認定であり対応にあたっての知見・ノウハウの蓄積不足は大きな課題といえる。

・ 他方で、課程認定申請は本学として開設する教職課程についての総点検の機会とも捉えることができるため、本学の教員養成機能のさらなる強化に向けた契機ととらえ、学部開設のカリキュラムとの関係もしっかりと確認しながら、2024年度同様、最重要課題として組織的に取り組む必要がある。

【2. 原因分析】

・ 課程認定申請においては1で述べたように教職課程全般について細部にわたる審査がなされることとなるが、課程認定基準に基づきつつも、基準や文部科学省が公表しているQ&Aには明記されていない事項に基づく指摘がなされるケースもある。これらについては通常時の課程運営では考慮されていないこともあるため、綿密な情報収集・分析とそれに基づく対応が求められる。

・ 課程認定審査については、以前と比較して課程を開設する学科の専門性と免許教科の相当性の確認を含め、厳格化されている状況にある。そのため、従前から認められていた課程であっても、改めて課程認定を受ける場合には厳格化された解釈をもとに対応する必要が生じている。

・ 審査過程での指摘については基本的には公開されるものではなく、自学内での共有・蓄積に限定されることがほとんどである。本学の場合、最後の課程認定申請から15年が経過しており、その間、基準や運用も変更された部分が少なくないため、ほぼゼロベースでの対応となっている。加えて、教職課程は学部学科で開設している「教科に関する専門的事項の科目」と本学では全学共通で開設している「教職基幹科目」に大別され、前者に係る対応は学部事務室、後者に係る対応は教職事務室が主として担うこととなるため、対応の全体像の把握・統括が難しい面も有している。

何故そうなっているのかを記述

どう改善するか

【3. 到達目標】

理工学部再編においては、変更届及び課程認定申請準備の過程で顕在化した諸課題が解消され、2026年度入学生対象カリキュラムから確実に教職課程を履修できる状態とすること。

経済学部再編においては、教職カリキュラム委員会および事務局である教職事務室、教職課程を設置する経済学部事務室で課程認定申請書を文科省へ提出できる状態とすること。

【4. 目標達成のルート（手段）】

課程認定申請の手引きや大学間の協議会等を通じた情報収集・分析を行うとともに、事務局（教職事務室・理工学部事務室・経済学部事務室）、教職カリキュラム委員会において共有し、共通理解のもとで対応方策の検討・実行にあたる。特に、それぞれの学部単体の課題としてではなく、本学教職課程として全学的に取り組むべき事項との認識に立ち、教職課程が行う教育活動全般についての総点検・改善の機会として、教職カリキュラム委員会を中心に取り組んでいく。

因果関係

【5. ルート（手段）の詳細】

1. 理工学部再編
2025年4月：2024年度教職課程に係る変更届または、課程認定申請結果の報告
教職カリキュラム委員会・教育職員養成に関する運営委員会（以下、各種委員会と示す）の開催
教職課程特任教員任用（2026年度 2名採用予定）候補者に対する審議（研教審など）
9月・10月：授業編成案の審議：必要な事項について各種委員会にて審議・承認
2026年度入学生対象カリキュラムから確実に教職課程を履修開始できる状態とすること
2027年度～完成年度までの科目担当教員の確認・最終点検
2026年2月：3学部における教職課程に係る変更届提出（変更が生じた場合）
2. 経済学部再編
学部開設のカリキュラムとの関係を確認しながら対応を行っていく
2025年4月：教職カリキュラム委員会・教育職員養成に関する運営委員会（以下、運営委員会と示す）における具体的な検討開始 *並行して様式類作成
9月：カリキュラム委員会にて審議・承認
10月：変更対応が必要な事項について教育職員養成に関する運営委員会にて審議・承認
2026年1月：（課程認定申請に向けた）事前相談
3月：課程認定申請書提出

どう改善したか

【6. 結果】

1. 理工学部再編
理工学部には再編においてはすべての学部・学科が申請通り変更届により認められた。
理工学部事務室と連携し2026年度開設に向けた準備を進めることができた。
2026年度2名教職課程特任教員（文学部所属）任用が決定したが、理工学部再編に影響を及ぼすことなく調整を行うことができた。
2026年度入学生対象カリキュラムから確実に教職課程を履修開始できる状態に進めることができた。
完成年度までの科目担当教員の確認・最終点検、学部における教職課程に係る届出提出を文部科学省の指示に沿って対応していく旨、理工学部事務室と確認を行った。2025年度においては、開設年度である2026年度まで（2025年度中）に、大学設置上の改組の手続きが完了し、教職課程においても届出を提出する旨、文部科学省から指示があったため、3月末までに提出することとした。

2. 経済学部再編
2026年3月の課程認定申請を念頭においた担当教員の手配ならびに様式作成準備を順調に進めてきた。
10月以降適宜、教職カリキュラム委員会ならびに教育職員養成に関する運営委員会に上程し様式について審議・承認を得てきた。
12月文部科学省事務担当者説明会にて、申請に係る留意事項について、昨年度と変更がないか確認することができた。
1月：課程認定申請に向けた事前相談申請及び、事前相談に向けた提出様式の準備を行った。予定通り、事前相談に必要な様式以外にも、3月に提出すべき様式を作成し、提出することができた。
2月6日：文部科学省による課程認定申請事前相談を実施（経済学部事務室同席）指摘事項について修正を行った。
3月：課程認定申請書を提出（9日～16日受付）
提出後、課程認定委員会からの指摘事項が生じた場合、適宜対応していき、12月中旬に認定結果を受ける予定としている。